

<p>員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、当該派遣職員が派遣先の機関の特殊事業により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>	<p>員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、当該派遣職員が派遣先の機関の特殊事業により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。</p>				
<p>附則第十五条（佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 224 1085 660"> <p>改正後</p> <p>（職務復帰後における給与等の取扱い）          第六条 育児休業をした職員が復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができる。</p> </td> <td data-bbox="726 672 1085 1108"> <p>改正前</p> <p>（職務復帰後における給与等の取扱い）          第六条 育児休業をした職員が復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>（職務復帰後における給与等の取扱い）          第六条 育児休業をした職員が復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができる。</p>	<p>改正前</p> <p>（職務復帰後における給与等の取扱い）          第六条 育児休業をした職員が復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p>	<p>附則第十六条（公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="726 1209 1085 1646"> <p>改正後</p> <p>（派遣職員の給与）          第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）のうち、第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>（派遣職員の復帰時における処遇）          第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）          第九条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p> </td> <td data-bbox="726 1657 1085 2094"> <p>改正前</p> <p>（派遣職員の給与）          第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）のうち、第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>（派遣職員の復帰時における処遇）          第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）          第九条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p> </td> </tr> </table>	<p>改正後</p> <p>（派遣職員の給与）          第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）のうち、第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>（派遣職員の復帰時における処遇）          第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）          第九条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>	<p>改正前</p> <p>（派遣職員の給与）          第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）のうち、第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>（派遣職員の復帰時における処遇）          第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）          第九条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>
<p>改正後</p> <p>（職務復帰後における給与等の取扱い）          第六条 育児休業をした職員が復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができる。</p>	<p>改正前</p> <p>（職務復帰後における給与等の取扱い）          第六条 育児休業をした職員が復帰した場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p>				
<p>改正後</p> <p>（派遣職員の給与）          第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）のうち、第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>（派遣職員の復帰時における処遇）          第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）          第九条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>	<p>改正前</p> <p>（派遣職員の給与）          第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（同法附則第五項に規定する地方公務員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）のうち、第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p> <p>（派遣職員の復帰時における処遇）          第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）          第九条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>				

(退職派遣者の採用時における処遇)  
 第十七条 退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職派遣者の採用時における処遇)  
 第十七条 退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則第十七条(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(修学部分休業取得中の給与)  <b>第三条</b> 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)第十二条及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)第十三条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二条第一項の規定による一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(修学部分休業取得中の給与)  <b>第三条</b> 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)第十二条及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)第十三条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額(給料の調整額及び教職調整額を含む。)及び管理職手当並びにこれらに対する調整手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二条第一項の規定による一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成十七年十二月十九日  
 佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第七十三号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第十四号中「取締」を「取扱」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を削り、第二十三号を第二十号とし、第二十四号から第二十八号までを三号ずつ繰り上げる。

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「上場営農センター又は」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

第十三条第一項を次のように改める。

衛生業務手当は、職員が衛生に関する監視又は検査の業務で人事委員会規則に定めるものに従事した場合に支給する。

第十三条第二項中「勤務一月につき七千円」を「業務に従事した日一日につき二百三十円」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十六条第一項中「(第十三条に規定する衛生業務手当の支給を受ける職員を除く。)」及び「(同条に規定する衛生業務手当の支給を受ける獣医師を除く。)」

を削る。

第十九条の見出しを「(爆発物取扱手当)」に改め、同条第一項中「取締」を「取扱」に、「次に掲げる業務」を「火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の作業」に改め、各号を削り、同条第二項中「二百五十円」を「七百五十円」に改める。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十条第一項中「深所、」を削る。

第三十二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 航空機整備作業

第三十二条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業

五 交通捜査作業

第三十二条第一項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十六号中「夜間電話交換」を「通信指令」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十七号を第十四号とし、第十八号から第二十号までを三号ずつ繰り上げ、同条第二項第一号中「前項第一号から第十号まで」を「前項第一号から第三号まで」に改め、同項第二号中「前項第十一号から第十四号まで」を「前項第四号から第十一号まで」に改め、同項第三号中「前項第十五号」を「前項第十二号」に改め、同項第四号中「前項第十六号及び第十七号」を「前項第十三号及び第十四号」に改め、同項第五号中「前項第十八号」を「前項第十五号」に改め、同項第六号中「前項第十九号及

び第二十号」を「前項第十六号及び第十七号」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

参考資料

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 十二 略</p> <p>十三 爆発物取扱手当</p> <p>十四 十七 略</p> <p>十八・十九 略</p> <p>二十 二十五 略</p> <p>(教務手当)</p> <p>第四条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 略</p> <p>二 三 四 略</p> <p>五 農業大学校に勤務する職員で農業に関する科目の講義又は実習指導に従事したもの</p> <p>六 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 九 略</p> <p>十 衛生等研究手当</p> <p>十一 十三 略</p> <p>十四 爆発物取扱手当</p> <p>十五 十八 略</p> <p>十九 温室内作業従事手当</p> <p>二十・二十一 略</p> <p>二十二 特殊車両等運転手当</p> <p>二十三 二十八 略</p> <p>(教務手当)</p> <p>第四条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 略</p> <p>二 虹の松原学園に勤務する職員で学科指導に従事したもの</p> <p>三 五 略</p> <p>六 上場営業センター又は農業大学校に勤務する職員で農業に関する科目の講義又は実習指導に従事したもの</p> <p>七 略</p> <p>2 略</p>

<p>(衛生業務手当)</p> <p>第十三条 衛生業務手当は、職員が衛生に関する監視又は検査の業務で人事委員会規則に定めるものに従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百三十円を超えてはならない。</p> <p>第十四条 削除</p> <p>(狂犬病予防作業手当)</p> <p>第十六条 狂犬病予防作業手当は、職員が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第</p>	<p>(衛生業務手当)</p> <p>第十三条 衛生業務手当は、消費生活センター又は保健所に勤務し、衛生に関する監視又は検査の業務に従事した薬剤師、獣医師その他人事委員会規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務一月につき七千円を超えてはならない。</p> <p>(衛生等研究手当)</p> <p>第十四条 衛生等研究手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 衛生薬業センターに勤務する薬剤師、獣医師その他人事委員会規則で定める職員で、衛生に関する試験研究又は調査研究の業務に従事したもの</p> <p>二 衛生薬業センターに勤務する薬剤師で、薬業に関する試験研究又は調査研究の業務に従事したもの</p> <p>三 環境センターに勤務する薬剤師、獣医師その他人事委員会規則で定める職員で、環境に関する試験研究又は調査研究の業務に従事したもの</p> <p>2 前項の手当の額は、同項第一号及び第三号に掲げる職員にあつては勤務一月につき一千万円、同項第二号に掲げる職員にあつては勤務一月につき七千円を超えてはならない。</p> <p>(狂犬病予防作業手当)</p> <p>第十六条 狂犬病予防作業手当は、職員(第十三条に規定する衛生業務手当の</p>	<p>二百四十七号)の規定による予防注射、犬の引取り、抑留、殺害、死体の引渡し、検診、病性鑑定のための措置、捕獲又は薬殺の作業に従事した場合及び獣医師が同法の規定によらずこう傷犬の検診作業に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(爆発物取扱手当)</p> <p>第十九条 爆発物取扱手当は、職員が火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査の作業に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき七百五十円を超えてはならない。</p> <p>第二十四条 削除</p>
<p>(爆発物取締手当)</p> <p>第十九条 爆発物取締手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十五条又は第六十二条に規定する業務</p> <p>二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第三十五条又は第四百九十三条に規定する業務</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百五十円を超えてはならない。</p> <p>(温室内作業従事手当)</p> <p>第二十四条 温室内作業従事手当は、人事委員会規則で定める職員が温室内において二時間以上農作業に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百三十円を超えてはならない。</p>	<p>支給を受ける職員を除く。)が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の規定による予防注射、犬の引取り、抑留、殺害、死体の引渡し、検診、病性鑑定のための措置、捕獲又は薬殺の作業に従事した場合及び獣医師(同条に規定する衛生業務手当の支給を受ける獣医師を除く。)が同法の規定によらずこう傷犬の検診作業に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(爆発物取締手当)</p> <p>第十九条 爆発物取締手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十五条又は第六十二条に規定する業務</p> <p>二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第三十五条又は第四百九十三条に規定する業務</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百五十円を超えてはならない。</p> <p>(温室内作業従事手当)</p> <p>第二十四条 温室内作業従事手当は、人事委員会規則で定める職員が温室内において二時間以上農作業に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百三十円を超えてはならない。</p>	<p>2 略</p> <p>(爆発物取締手当)</p> <p>第十九条 爆発物取締手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>一 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十五条又は第六十二条に規定する業務</p> <p>二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第三十五条又は第四百九十三条に規定する業務</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百五十円を超えてはならない。</p> <p>(温室内作業従事手当)</p> <p>第二十四条 温室内作業従事手当は、人事委員会規則で定める職員が温室内において二時間以上農作業に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百三十円を超えてはならない。</p>

第二十八条 削除

(特殊現場作業手当)

第三十条 特殊現場作業手当は、職員が坑内等の危険な作業現場で人事委員会規則で定めるものにおいて作業に従事した場合に支給する。

2 略

(警務作業手当)

第三十二条 警務作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

一・二 略

三 航空機整備作業

四 主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業

五 交通捜査作業

六 略

七・八 略

九・十 略

十一 略

十二 略

十三 通信指令作業その他の人事委員

(特殊車両等運転手当)

第二十八条 特殊車両等運転手当は、職員が人事委員会規則で定める特殊車両又は特殊機械の運転又は操作の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき三百三十円を超えてはならない。

(特殊現場作業手当)

第三十条 特殊現場作業手当は、職員が深所、坑内等の危険な作業現場で人事委員会規則で定めるものにおいて作業に従事した場合に支給する。

2 略

(警務作業手当)

第三十二条 警務作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

一 主として私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業

二・三 略

四 交通整理及び交通事故処理作業

五 交通取締用自動車運転作業

六 略

七 特殊機械保守作業

八・九 略

十 航空機整備作業

十一 術科指導作業

十二・十五 略

十六 夜間電話交換作業その他の人事

会規則で定める夜間における特殊な作業  
十四・十七 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項第一号から第三号までの作業  
作業一月につき二万四千六百円

二 前項第四号から第十一号までの作業  
作業一日につき千六百四十円

三 前項第十二号の作業 一体につき二千五百円

四 前項第十三号及び第十四号の作業  
勤務一回につき千二百四十円

五 前項第十五号の作業 一件又は作業一日につき四千六百円

六 前項第十六号及び第十七号の作業  
一時間につき五千七百円

3 略

委員会規則で定める夜間における特殊な作業  
十七・二十 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項第一号から第十号までの作業  
作業一月につき二万四千六百円

二 前項第十一号から第十四号までの作業  
作業一日につき千六百四十円

三 前項第十五号の作業 一体につき二千五百円

四 前項第十六号及び第十七号の作業  
勤務一回につき千二百四十円

五 前項第十八号の作業 一件又は作業一日につき四千六百円

六 前項第十九号及び第二十号の作業  
一時間につき五千七百円

3 略

市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第七十四号

市町村合併に伴う佐賀県条例の整理に関する条例

(佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「市町村」を「市町」に改める。

一 佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成十五年佐賀県条例第五十号) 第二条第一項及び第二項

- 二 佐賀県男女共同参画推進条例（平成十三年佐賀県条例第四十二号）第四  
条第二項、第十一条（見出しを含む。）及び第十五条第一項
- 三 佐賀県人権の尊重に関する条例（平成十年佐賀県条例第十一号）第一条、  
第二条、第三条（見出しを含む。）及び第五条第二項
- 四 佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第三  
条（見出しを含む。）、第四条及び第五条
- 五 佐賀県交通安全の確保に関する条例（平成十三年佐賀県条例第九号）第  
一条、第二条第三項、第三条（見出しを含む。）、第六条第一項及び第九  
条第三項
- 六 佐賀県環境基本条例（平成九年佐賀県条例第十六号）第一条、第五条  
（見出しを含む。）、第六条第四項、第七条第二項、第二十八条第二項及び  
第三十条（見出しを含む。）
- 七 佐賀県新エネルギー・省エネルギー促進条例（平成十七年佐賀県条例第  
五十一号）第一条、第三条第二項及び第四条（見出しを含む。）
- 八 佐賀県福祉のまちづくり条例（平成十年佐賀県条例第七号）第一条、第  
五条（見出しを含む。）、第六条、第七条第一項及び第八条
- 九 佐賀県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年佐賀県条例第四  
十五号）第七条、第八条第一項及び第四項、第九条、第十条並びに第十  
一条
- 十 佐賀県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年佐賀県条例第六十七号）  
第三条第二項及び第三項、第四条第三項並びに第五条
- 十一 旅館業法施行条例（昭和三十三年佐賀県条例第三十八号）第三条第四  
号
- 十二 佐賀県農政審議会条例（昭和四十八年佐賀県条例第十八号）第三条第  
二項第三号及び第四号
- 十三 佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例（昭和五十七年  
佐賀県条例第三十一号）第一条
- 十四 佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例（昭和四十六年佐賀県条例  
第二十七号）第三条第二項第五号及び第七号
- 十五 佐賀県工業等振興条例（昭和四十八年佐賀県条例第十五号）第三条、  
第五条第二項及び第七条第二号
- 十六 佐賀県農業技術防除センター設置条例（平成十一年佐賀県条例第二十  
六号）第三条
- 十七 佐賀県酪農及び肉用牛生産振興審議会条例（昭和五十九年佐賀県条例  
第十二号）第三条第二項第五号
- 十八 佐賀県水産振興審議会条例（昭和五十一年佐賀県条例第三十号）第三  
条第二項第三号
- 十九 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年佐賀県  
条例第十九号）第一条並びに第二条第三項第二号及び第四項
- 二十 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年佐賀県条  
例第二十二号）第四条第一項第四号、第五条第二項、第九条第二項、第十  
条第二項及び第十四条第三項
- 二十一 佐賀県建築審査会条例（昭和二十五年佐賀県条例第五十九号）第五  
条
- 二十二 佐賀県本部設置条例（平成十六年佐賀県条例第二号）第七条
- 二十三 佐賀県財政調整積立金条例（昭和三十六年佐賀県条例第二十二号）  
第三条第一項
- 二十四 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する  
条例（平成六年佐賀県条例第二十二号）第五条第二号
- 二十五 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成十一年佐  
賀県条例第二十九号）第三条及び第五条第二号